

## 【共通事項】

### 1. サイバーセキュリティ対策の強化について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会）

- 東京オリ・パラ大会の開催を来年に控え、大会の安全・円滑な運営等の確保に向けて、政府一体となって取組みを推進しているところ。金融機関においては、重要インフラ事業者として、金融サービスを安全かつ持続的に提供する必要がある。
- 大会期間中においては、例えば、大規模な交通規制の実施や訪日外国人の増加等による外部環境の変化に伴い、従業員の出勤や現金の輸送、両替対応など、幅広い影響が想定される。そのため、特に首都圏の金融機関においては、こうした外部環境の変化に伴うリスクを洗い出し、必要な態勢を構築していく必要がある。
- こうしたオリ・パラ大会の開催に伴い生じるリスクのうち、特に、サイバー攻撃の脅威が益々高まることが想定される。
- 金融庁としては、金融機関のサイバーセキュリティの向上には官民が一体となって取組みを推進することが重要であると考えており、こうした観点から、引き続きご協力をお願いしたい。

### 2. FATF 第4次対日相互審査を踏まえた対応について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会、日本仮想通貨交換業協会）

- FATF オンサイト審査が10月28日から11月15日の日程で行われた。
- これまでもお伝えしているとおり、マネロン・テロ資金供与対策は、日常業務における取引時確認等といった基本動作の徹底が重要であるとともに、包括的なリスク評価と継続的な顧客管理措置などの態勢整備が重要であり、オンサイト審査でも、こうした点を中心に議論が行われた。
- マネロン・テロ資金供与対策は、今般のFATF審査をも踏まえ、更に取り組

みを加速化しなければならない部分がある可能性があり、今後も官民でしっかりと連携していきたいので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会)

- なお、顧客リスク評価、継続的顧客管理措置等の対応については、業界全体の高度化や効率化の観点からは、システムを共同化するなどの対応も考えられるところ。現在、全銀協を中心にシステム共同化の検討が進められるとともに、政府においても、新たに補正予算にてマネロン対策の共同化実証事業が盛り込まれたことから、金融庁としてもこうした取組みに貢献していきたい。

### **3. 令和2年度税制改正要望の結果について** (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会)

- 金融庁の令和2年度の税制改正要望においては、
  - ① NISA 制度の恒久化・期限延長及び利便性の向上、
  - ② 金融所得課税の一体化、及び、
  - ③ 特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長等を重点項目として要望したところである。
- 12月12日に公表された与党税制改正大綱においては、NISA 制度について、
  - ① つみたて NISA に関しては制度期限の5年間延長(2037年→2042年)、
  - ② 一般 NISA に関しては、引き続き、安定的な資産形成を促す観点から、積み立てを行っている場合には別枠の非課税投資を可能とする2階建ての制度に見直した上で、2024年から5年間措置されることになった。
- 2024年以降の「一般 NISA」、いわゆる「新・NISA」について、1階部分は、より多くの方々に長期・積立・分散投資を経験していただく観点から「つみたて NISA」に類似する制度とし、「つみたて NISA」と同様の商品に

のみ投資可能となっている。

- 2階部分は、成長資金の供給拡大、長期保有の株主育成等の観点から、現行の「一般NISA」に類似する制度となっているが、「一般NISA」と異なり、レバレッジを効かせている投資信託及び、上場株式のうち、整理銘柄・監理銘柄を投資対象外とする。
- なお、原則として、1階部分で積立投資を行った者が2階部分での非課税投資を行うこととするが、2階部分で上場株式のみに投資する場合は、1階部分での積立投資は不要とする例外措置も設けることとした。  
更なる詳細については、今後、事務的にも説明の場を設けることとしたい。
- その他、金融所得課税の一体化については、損益通算の範囲をデリバティブ取引等まで拡大することに関し、引き続き、長期検討された。また、特別法人税については課税停止期間の3年間延長が措置された。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援を頂き、この場をお借りして感謝申しあげたい。また、特にNISA制度については、今後、制度の周知・普及に向けて努めていく必要があり、つみたてNISA推進・ハイレベル協議会を中心に取り組んでいく予定のところ、業界の皆様におかれては引き続きのご協力をよろしくお願いしたい。

#### **4. マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用促進について**（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会）

- 本年6月4日のデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を踏まえ、金融庁から貴協会に対し、今月初旬に
  - ① マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について
  - ② 電子的に発行された納税証明書の受け入れ及び利用拡大について
  - ③ 本人確認のデジタル化・厳格化の推進について

④ 「預貯金口座付番に係る事務ガイドライン」の遵守等についての4つの要請文を発出させていただきました。

※日本損害保険協会に対しては①及び③の2つの要請文を発出。

○ 特に、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」は、マイナンバーカードを普及させる観点から、令和2年度に、マイナンバーカードを活用したマイナポイントによる消費活性化策が実施されるほか、令和3年3月には、健康保険証として利用できるようになる予定。

貴協会及び会員事業者の従業員等に対して、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用について呼び掛けを行っていただくよう、お願いしたい。

(主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

○ また、「預貯金口座付番に係る事務ガイドライン」については、マイナンバーの利活用を促進する観点から、預貯金口座へのマイナンバー付番を円滑に進めるためのものである。同ガイドラインは、平成28年のマイナンバー法改正時に業界が取りまとめたものであるが、これに基づき、顧客の新規口座開設時や住所変更等の手続時等にマイナンバー提供の案内が適切に行なわれるような態勢となっているか等、今一度、ご確認いただき、同ガイドラインを遵守した対応を行っていただくよう、お願いしたい。

#### 5. 電子決済等代行業者との間の契約締結に向けた取組みについて (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

○ 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結をめぐり、最も懸念されるのは、2020年5月末に利用者からみて突然サービスが停止されること。

○ (銀行が) 電子決済等代行業者と接続する場合には、接続テストなどに相応の時間を要する。一方、接続しない場合には、時間的余裕をもって利用者に周知する必要がある。

○ このため、2020年5月末に利用者に混乱が生じないようにするためには、

- ・ 1月末までに、個々の電子決済等代行事業者それぞれとの間で、「接続

するか」、「接続しないか」、経営判断を行い、

- ・ その判断に応じ、利用者保護等のために必要な措置を講じて頂く、必要がある。

○ こうしたことも踏まえ、金融庁は、1月末の各行の経営判断の結果を、確認をさせて頂くこととしている。

○ なお、1月末時点では「接続する」とし、その後、利用者に対する「サービス終了の周知」等を行っていなかったにもかかわらず、(5月末が近づいてきてから)「接続しない」に切り替えることにならないよう、利用者のためにも善処頂きたい。

## 6. 顧客目線に立った丁寧な対応について (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会)

○ 各行におかれては、提供するサービスに関して顧客に丁寧な説明を行うよう努めると共に、窓口やコールセンターに届く顧客の声に真摯に耳を傾けるなど、顧客目線に立った丁寧な対応に取り組んでおられるものと承知。

○ この点に関して、2点申し上げたい。

### (1) 銀行等の支店統廃合時の顧客説明について

○ 金融機関においては、経営合理化等の観点から、支店の統廃合等を行うケースも増えているが、その際、顧客利便の観点から、店舗内店舗という形態をとり支店の名前や口座番号をそのまま使えるようにするケースが増えていると認識している。

○ しかしながら、支店の統廃合等により、「これまでの支店名は変更されたのではないか。」と、顧客が振込先の支店を誤認した結果、正常に送金できないケースが生じているとの声も聞こえている。

○ 支店を統廃合等した場合、顧客に誤解が生じないよう十分に周知することが重要であると考えており、各銀行においては従前より取り組んでいた

だいているところかと思われるが、今後とも、誤解を生じないように顧客説明・周知に努めていただきたい。

## (2) 年末年始における統合 ATM システム更改に係る顧客周知の徹底

- 各行が利用する統合 ATM スイッチングサービスについては、年末年始にかけてシステム更改が予定されており、この間（12月31日深夜～1月4日未明）、自行 ATM や一部の提携 ATM 以外の入出金取引ができなくなるなど、少なからず顧客に影響が生じるものと承知。
- 各行におかれては、これまで、本件に係るシステム対応や顧客周知の徹底等に取り組まれてきたことと思うが、
  - ・ 年末年始の営業時間外も含めて、コールセンターなどのお問い合わせ窓口において適切に顧客説明が行われるよう、体制を整備しておくこと、
  - ・ 他行キャッシュカードの利用顧客から照会を受けた場合も、単に、他行に問い合わせるよう促すのではなく、例えば提携のあるコンビニ ATM 等、一般的に利用可能な ATM を紹介するよう、窓口で徹底しておくこと、など、顧客目線に立った丁寧な対応に努めるようお願いする。

## 7. 電子申請可能手続の拡大について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会）

- 本年5月に公布されたデジタル手続法において、行政手続のオンライン実施が原則化されたことを踏まえ、現在、金融庁において、e-Gov による電子申請可能手続の拡大を行っているところ。
- 具体的には、特に比較的多くの手続がなされている事業報告書の提出や営業開始の届出等を中心に、本年末までをメドに、e-Gov による受付を可能とする予定である。
- 他方、行政手続の電子化の実現のためには、届出等を提出する側である金融機関の協力が不可欠であるところ、e-Gov による受付が可能となった

際には、原則、紙による手続を e-Gov による手続にしていくよう、会員への周知をいただくようお願いする。

- 一部の事務については、オペレーションを変更することもあり得、金融庁としても金融機関の現場で混乱が生じることがないように、必要があれば可能な限り対策を講じる予定であるので、何か不明な点や問題点があれば、遠慮なく申し出てほしい。

## 8. 検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督についての考え方と進め方について(全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本損害保険協会)

- 金融庁では、平成 30 年 6 月に公表した「検査・監督基本方針」において、議論のための材料である個々のテーマ・分野ごとのより具体的な検査・監督の考え方と進め方をディスカッション・ペーパーの形で公表した上で、検査マニュアルを廃止する予定としていた。
- 今般、よりの確な将来見通しに基づく引当を可能にする枠組みを含め、融資に関する新しい検査・監督のあり方を整理した「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督についての考え方と進め方(案)」を公表し、広く関係者から意見募集を行った。
- 金融庁は、いただいた御意見を踏まえ、必要な追記・修正を行い、12 月 18 日、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督についての考え方と進め方」を公表。これをもって主なディスカッション・ペーパーが出揃ったため、同日、検査マニュアルの廃止を実施した。
- また、金融機関が、自らの融資方針や借り手の実態等を踏まえて、信用リスクを的確に引当に反映する方法を検討する際に生じる様々な悩みや課題について、公認会計士協会・日本銀行・金融庁で議論するための相談窓口を金融庁に設置した。
- 金融庁としても、現状の実務を出発点として、より良い実務へと改善することができるよう、努めてまいりたい。

(以 上)